

令和2年10月27日

一般社団法人宮崎県教職員互助会
理事長 日隈俊郎様

事業検討委員会
委員長 藤元 正

教職員互助会の事業に関する検討結果について（報告）

宮崎県教職員互助会の将来を見据え、長期的に安定した事業運営を実現するために平成30年に設置した「組織・財政・事業検討委員会」の検討結果に基づき、令和元年度から事業の見直しを進めてきましたが、仮に南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合、現行規定では本会財政に深刻な影響を及ぼしかねないことから、災害見舞金、特別弔慰金の2つの事業については継続して検討することとなっていました。

そこで、令和2年度の第1回定例理事会の承認を受け本検討委員会が新たに設置され、これまで計3回（令和2年8月26日、9月25日、10月27日）委員会を開催しました。

検討においては、国（内閣府）の想定を基に宮崎県が発表した『宮崎県地震・津波及び被害想定について』により、南海トラフ地震が発生した際の被害状況を分析・予測し、本会の財政状況などについて慎重に検討を重ねてきました。

その結果として、一定の結論を得たので報告します。

記

1 災害見舞金・附加金について

現在、災害見舞金、災害見舞金附加金は罹災状況により1件5万円から70万円を給付しているが、昨今の台風や風水害などの多発及び将来的に発生が危惧される南海トラフ地震による建物の倒壊や津波による被害を想定しながら本会財政への影響などをシミュレーションし、提言されていた激甚災害指定を受けた場合の見舞金程度への減額幅の検討を行った。

1) 給付内容について

南海トラフ地震等大規模災害により激甚災害（激甚法）の指定を受け、現行の災害見舞金で給付を行うと本会財政に深刻な影響を与えると判断した場合、災害見舞金を現行の約6分の1程度に減額する。ただし、減額給付とする決定は理事会において行う。

なお、損害程度が5分の1以上、3分の1未満の災害見舞金5万円の給付については、廃止を検討したが、公立学校共済組合にはない給付区分であり、互助会会員としてのメリット感にもつながることから、現行のまま継続することとした。ただし、激甚災害指定により災害見舞金の減額を行う際は、給付額は0円とする。

また、災害見舞金附加金については、長期的な本会の財政状況等を検討した結果、廃止とする。

2) 災害貸付について

災害時の支援の一つとして、災害貸付を新設する。

なお、災害貸付は、災害見舞金を減額して給付すると決定した場合のみ貸し付けることとし、貸付条件等については、理事会において決定する。

2 特別弔慰金制度について

本制度は昭和37年に発足し、当時は民間の保険制度も充実しておらず、加入者死亡の場合に相互扶助の観点から葬祭費用など困窮することがないように200円の掛金で10万円を補償することからスタートした。その後、掛金、補償額とも増額され、昭和51年に現在の掛金800円、昭和59年には最高450万円の補償となったが、加入者数の減少や死亡者の増加、マイナス金利による資産運用収入の減少などにより支出超過の状況が続いたため、平成28年に現行の最高400万円の補償に改定された。

今回の検討においては、平成28年の改定後も収支の改善が厳しい状況であることや南海トラフ地震など災害発生時には多くの死亡者への給付に対する備えが必要になることなどから財政基盤の安定とともに、全ての加入者の給付条件に不均衡が生じないように、平等な負担、公平な給付となるよう検討を行った。

1) 掛金及び掛捨て額の見直しについて

会員の負担を考慮し、現状維持とする。

2) 給付内容について

激甚災害等に備え財政基盤の強化を図るとともに単年度の支出超過を解消するため、給付内容の見直しについて検討した。

まず、特別弔慰金については、制度発足時の目的に立ち返り、本人死亡時に給付する弔慰金については現行の給付を維持することとし、配偶者弔慰金及び指定受取人弔慰金については廃止する。

また、退会時に給付する特弔退会給付金については、単年度ごとの収支による精算方式を導入することにより、原則として単年度での支出超過が発生しないよう見直す。